

ページ	誤または変更前	正または変更後
P.123 問101 問題文b,d 解説d Point3行目,5行目	薬事法	医薬品医療機器等法
P.127 問105 解説c	追加	(医薬品の臨床試験の実施の規準に関する省令第23条第2項)
P.127 問105 解説 d	薬事法	医薬品医療機器等法
P.129 問107 解説 a Point2行目	薬事法	医薬品医療機器等法
P.129 問107 解説 b	(同法第36条の4)	(同法第36条の8)
P.129 問107 解説 c	(同法第36条の6第3項)	(同法第36条の10第5項)
P.129 問107 解説 d	(同法第36条の5)	(同法第36条の9)
P.130 問108 解説 a	薬事法	医薬品医療機器等法
P.131 問109 解説 a	薬事法	医薬品医療機器等法
P.132 問110 解説 a	(薬事法第2条第10項)	(医薬品医療機器等法第2条第11項)
P.132 問110 解説 b	(同法第68条の2)	(同法第68条の16)
P.132 問110 解説 c	医薬品等の基準 (同法第42条)	医薬品等の基準を準用する。(同法第68条の19)
P.132 問110 解説 d	(同法第68条の9、同法施行規則第241条)	(同法第68条の22、同法施行規則第240条)
P.138 問116 解説 a	(医療法第6条の10及び同法施行規則第1条の11)	(医療法第6条の12)
P.138 問116 解説 d	終了医師	修了医師
P.139 問119 選択肢・解説 d		調剤報酬改定により後発医薬品情報提供料は廃止されたため、削除。